令和2年6月1日

各位

アイシン健康保険組合

アイシン健康保険組合の勤務体制について

平素は健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　新型コロナウィルスの感染拡大を受けた緊急事態宣言につきましては、5月25日をもってすべての区域において解除されましたが、感染のリスクが消滅したわけではなく、引き続き感染防止のための最大限の注意が求められています。

　アイシン健康保険組合におきましては、事務所勤務者の人数制限を緩和しつつ、地域の状況を踏まえ、全体の7割程度の人員であっても安定的に業務遂行できる体制を将来に向けて確立するよう、環境整備に努めます。

つきましては、組合員の皆様にはご理解頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

以上